



神奈川県



かながわ里地里山保全等促進指針（改定素案）

■人々に豊かな恵みと潤いを与える、未来に引き継がれる「里地里山」を目指して

2025年3月

目 次

1 指針の趣旨と役割 -----	1
(1) 趣旨 -----	1
(2) 役割 -----	2
2 取組実績と課題 -----	3
(1) 実績 -----	3
(2) 課題 -----	9
3 かながわの里地里山のめざす姿と施策の方向 -----	11
(1) かながわの里地里山のめざす姿 -----	11
(2) 施策の方向 -----	11
ア 施策の方向 -----	11
イ 重点的に取り組む事項 -----	12
ウ 施策展開の視点 -----	14
(3) 主な取組 -----	17
ア 里の力 ~地域の人々に守られている里地里山~ -----	18
イ まちの力 ~みんなに大切にされている里地里山~ -----	20
ウ 里の世話人 ~里地里山のコーディネート~ -----	22
4 その他里地里山の保全等の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 -----	24
(1) 指針の推進主体 -----	24
(2) 県の推進体制 -----	24
(3) 国への提案活動 -----	24
(4) 指針の進行管理 -----	24
(参考)	
1 施策体系とスケジュール -----	25
2 施策の推進体制図 -----	26
3 神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例 -----	27
4 地域選定及び協定認定の状況（2025年3月現在） -----	31
5 かながわグランドデザインにおける里地里山保全の位置づけ -----	32
6 取組事例 -----	34
7 かながわの里地里山に対する期待とアンケート結果概要 -----	35
8 市町村の条例等独自の取組 -----	36
9 神奈川県里地里山保全協議会 -----	37

神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例の仕組み (平成 19 年 12 月 25 日 神奈川県条例第 61 号)

○ 目的 ○

里地里山の有する「四季折々の風景」、「多様な生物を育む空間」、「生活文化の伝承の場」、「自然とのふれあいの場」などの多面的機能の発揮と次世代への継承を図ることにより、県民の健康で心豊かな生活の確保に寄与することを目的としています。

○ 仕組み ○

① 「里地里山保全等地域」の選定（第8条）

地域住民等の主体的な活動によりその保全・再生・活用が図られると認められる地域を市町村からの申出等により県が選定します。

② 「里地里山活動協定」の認定（第9条～第12条）

選定地域で活動する団体と土地所有者等との間で締結された協定を県が認定します。

③ 活動の支援（第13条）

県は、その活動が継続的に行われるよう支援します。

条例と指針の関係

条例第7条では、知事は、里地里山の保全等の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、①里地里山の保全等の促進に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向、②里地里山の保全等の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について、指針を定めることになっています。

里地里山とは

人が住み生活をしている集落である「里」と、田んぼ、畑などの「農地」や雑木林、竹林などの「山」とが一体となった地域で、農林業や生活の営みの中で人々が「自然」に働きかけることによって、長い時間をかけて形づくられたところです。

昔ながらの田植え



里地里山の多面的機能とは

「里地里山」は、昔から農林業やそこに住む人々の生活の営みの中で、長い時間をかけて人の手を入れることで形づくられ、維持されてきました。

最近では、そのような農林業の生産の場や生活の場としての機能以外に、「美しい風景」、「多様な生物を育む空間」、「災害の防止」、「生活文化の伝承」など、多くの県民に「恵み」をもたらす有益な機能が注目を集めています。

このような里地里山の多面にわたる機能のことを「里地里山の多面的機能」と呼んでいます。

多様な生物を育む空間



地域の生活文化の伝承



1 指針の趣旨と役割

(1) 趣旨

里地里山は、農林業の生産の場や生活の場として形成され、良好な景観の形成、生物の多様性の確保、災害の防止、生活文化の伝承、情操のかん養、レクリエーションの場の提供などの多面的機能を発揮しており、その多面的機能のもたらす恵みは多くの県民に享受されています。

しかしながら、近年、産業構造や生活様式の変化、農家の高齢化、集落の混住化等により、里地里山では適切な管理がされにくくなっています、その多面的機能が失われつつあります。

県ではこのような状況を踏まえ、「里地里山の多面的機能の発揮と次世代への継承を図る」ことを目的として「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」（平成19年神奈川県条例第61号。以下「条例」という。）を制定し、平成20年4月1日から施行するとともに、条例第7条の規定に基づき、里地里山の保全等の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために指針を平成21年3月に定め、平成26年3月及び平成31年3月に改定し施策を実施してきました。

条例施行から15年、県内の里地里山保全等の活動は着実に進んできており、条例及び指針は一定の役割を果たしています。

また、県の総合計画である「かながわグランドデザイン・第3期実施計画 プロジェクト編」の「21 自然～多様な生物を育む自然環境の保全と活用～」において、里地里山の保全等を促進するという目標を掲げ、「里地里山の保全・活用」に取り組んできました。

一方、里地里山を取り巻く状況は活動団体の高齢化や人手不足、活動資金の不足などにより継続的な活動が危惧されています。

世界的な動きとしては、令和4年12月のCOP15第2部において、新たな生物多様性に関する世界目標である昆明・モントリオール生物多様性枠組が採択され、2030年までに地球上の陸域、海洋・沿岸域、内陸水域の30%を保護する30by30の取組みが合意され、生物多様性の重要性が高まっています。

それに伴い国内においても、自然共生サイトの取組が進められているところです。こうした社会情勢の変化を踏まえ引き続き里地里山の保全等を推進していくため、指針の改定を行いました。

改定に当たっては、県民や活動団体の皆様から貴重な御意見や御提案を受けるとともに、神奈川県里地里山保全協議会での熱心な御議論をいただきました。御協力いただいた多くの方々に深く感謝申し上げます。

(2) 役割

この指針は条例の目的の達成に向け、今後の本県における里地里山の保全等の促進に関する目標を示すとともに、その目標を達成するために県が条例第3条に定める基本理念にのっとって取り組む施策の方向及び当該施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項を明らかにするものです。

条例第3条に定める三つの基本理念

- 1 土地所有者等及び地域住民の主体性の尊重
- 2 土地所有者等、県民、県、市町村等相互の連携及び協働
- 3 地域の農林業の営みを尊重した継続的な保全等

(1) 実績

2019～2024 年度までは、条例の基本理念を踏まえ、3つの柱（里の力、まちの力、里の世話人）による施策を実施してきました。

（里の力、まちの力、里の世話人については 11 ページを参照）

ア 里の力

（ア）里地里山保全等地域の選定及び里地里山活動協定の締結の促進

選定地域はこの6年間で1地域増え、協定認定は、3団体が活動を終了したものの、新たに4団体が増える等広がりを見せてきました。

これまでの里地里山保全等の取組はおむね順調に進んでいるといえます。

計画

施 策	2019	2020	2021	2022	2023～
里地里山保全等地域の選定及び里地里山活動協定の締結の促進			地域選定及び協定締結の促進		

実績

（地域数、団体数。（ ）は累計）

施 策	2019	2020	2021	2022	2023	2024
里地里山保全等地域の選定の促進	— (21 地域)	1 地域 (22 地域)	— (22 地域)	— (22 地域)	— (22 地域)	— (22 地域)
里地里山活動協定の締結の促進	2 団体 (26 団体)	2 团体 (28 团体)	- 2 团体 (26 团体)	— (26 团体)	— (26 团体)	- 1 团体 (25 团体)

新たな選定地域



相模原市 篠原の里地域

(イ) 里地里山活動協定に基づく活動の支援

認定里地里山活動協定に基づいて行われる保全等の活動を促進するための支援を行い、継続的に農林地等の保全等の活動が行われました。

また、保全活動を行う上で必要となる技術向上のための研修会に参加できるよう人材育成への支援にも努めてまいりました。

計画

施 策	2019	2020	2021	2022	2023～
里地里山活動協定 に基づく活動の支 援	活動への支援				
人材育成の取組への支援					

実績

(支援団体数)

施 策	2019	2020	2021	2022	2023	2024
里地里山活動協定 に基づく活動の支 援	24 団体	27 团体	25 团体	24 团体	24 团体	25 团体

保全等の活動

下草刈り



(南足柄市大雄町五本松・原地域)

みかん収穫



(小田原市曾我地域)

イ まちの力

(ア) 里地里山の保全等に対する県民の理解の促進

「里地里山に対する理解促進」の取組として里地里山シンポジウムの開催や「里地里山にふれあう機会の提供」として子ども里地里山体験学校を計画していましたが、コロナ禍の影響もあり、計画通りの実施はできませんでした。

また、ホームページやフェイスブックに加えて、インスタグラムによる情報発信を実施しました。

計画

施 策	2019	2020	2021	2022	2023～
里地里山の保全等に対する県民の理解の促進	シンポジウム ●	○ 里地里山に対する理解促進 シンポジウム ●			シンポジウム ●
	体験学校 ●	○ 里地里山にふれあう機会の提供 体験学校 ●	体験学校 ●	体験学校 ●	体験学校 ●

実績

内 容	2019	2020	2021	2022	2023	2024
シンポジウム	2019.12.8 (横浜市) 総数 270名	—	—	—	—	—
体験学校	2回 (厚木市七沢) 草取り 生き物調査 里地里山散策 カボスの収穫 木工体験等 延べ 69名	—	—	—	—	—
イベント等の情報発信						

実施 (ホームページ)

実施 (フェイスブック)

実施 (インスタグラム)

(イ) 都市住民等の里地里山の保全等への参加の促進

「都市住民等との交流促進への支援」については活動団体が実施する都市住民との交流イベントの開催などに支援しました。「人材育成の取組への支援」については、活動団体ごとにボランティアを必要とする作業内容が異なることから、統一したボランティア育成・登録の仕組みは出来ませんでしたが、ホームページ等を通じての募集や活動団体が行う研修などの取組に対し支援を行いました。

また、「企業等との連携の促進」については、企業と連携したイベントの開催などの取組が行われました。

計画

施 策	2019	2020	2021	2022	2023～
都市住民等の里地里山の保全等への参加の促進	○ 都市住民等との交流促進への支援				
			実施		
	○ 人材育成の取組への支援 ○ ボランティアの募集				
			実施		
	○ 企業等との連携の促進				
			実施		

実績

施 策	2019	2020	2021	2022	2023	2024
都市住民等の里地里山の保全等への参加の促進	○ 都市住民等との交流促進への支援					
			実施			
	○ 人材育成の取組への支援 ○ ボランティアの募集					
			実施			

実績 企業等との連携の促進

企業等名	内容
小田急電鉄 株式会社	・「金次郎のふる里を守る会（小田原市）」との秋の収穫教室（H26～R1） ・「黒川里地里山保全会（川崎市）」との里山の観察会（H27～R5） ・「蓑毛里地里山保全地域を守る会（秦野市）」との農業体験教室（H27～R5）
NPO 法人 よこはま里山 研究所 等	・「小松・城北」里山をまもる会との Green Gift 地球元気プログラム (H28～R1)（東京海上日動火災保険株式会社 協賛）

ウ 里の世話人

「里の力」や「まちの力」を十分に發揮させ、保全等の活動が継続的なものとなるよう次の施策を講じました。

(ア) 里地里山のコーディネート

活動団体間の意見交換のコーディネートを実施し、団体への助言・指導を行ったほか、県職員により新規協定を目指す地元の組織や市町に制度説明を行い、活動団体の立ち上げを支援しました。

計画

施 策	2019	2020	2021	2022	2023～
里地里山の コーディネート	○	里地里山の コーディネートの推進			

実績

施 策	2019	2020	2021	2022	2023	2024
里地里山の コーディネート	・地域選定 支援 1市 ・制度説明 1市1町	・制度説明 2町-1團 体	・制度説明 1町	・活動団体 間の意見 交換 15団体 ・制度説明 2市	・活動団体 間の意見 交換 14団体	・活動団体 間の意見 交換 ○〇団体

(イ) 活動団体相互の連携の強化

「活動団体の交流の促進」については、コロナ禍の影響で交流会を3年間休止しましたが、2022年度から再開し、活動団体相互での現地交流等も促進されました。

「活動に関する情報・ノウハウの共有」については、交流会と併せて事例集の作成を行い各活動団体において活用が図られました。

計画

施 策	2019	2020	2021	2022	2023～
活動団体相互の 連携の強化	○ ○ 交流会 ● 事例集 ●	活動団体の 交流の促進 活動に関する 情報・ノウ ハウの共有 交流会 ● 事例集 ●	交流会 ● 事例集 ●	交流会 ● 事例集 ●	交流会 ● 事例集 ●

実績

施 策	2019	2020	2021	2022	2023	2024
	—	—	—	交流会 ● 事例集 ●	交流会 ● 事例集 ●	交流会 ● 事例集 ●

(ウ) 大学、研究機関等との連携による調査・研究の推進

大学等と連携した「保全等の効果の検証・評価」及び「保全等の手法の調査・研究」については、コロナ禍の影響もあり、実施はできませんでした。

計画

施 策	2019	2020	2021	2022	2023～
大学、研究機 関等との連携 による調査・ 研究の推進		○ 保全等の効果の検証 ○ 保全等の手法の調査・ 研究		評価 研究	

検討・調査・研究

		研究成果発表 ●		研究成果発表 ●
--	--	-------------	--	-------------

実績

施 策	2019	2020	2021	2022	2023	2024
大学、研究機 関等との連携 による調査・ 研究の推進	—	—	—	—	—	—

活動団体交流会



(R5 厚木市)

(2) 課題

これまでの指針の取組実績などから、施策の方向別に次のような課題が見えてきました。

ア 里の力

本県都市部の人口は増加しているが、その他の地域では減少がみられ、里地里山の保全等の活動を行う団体においても若い世代の担い手が増えず高齢化が進んでいます。

また、活動の中心となる方達の善意と強い責任感によって保全活動がなされてきた事実は否めず、活動に関わる人々の減少に伴い、保全のための資機材確保や理解を深めるためのイベント開催など、活動を継続していく上で必要となる資金の不足が顕在化してきています。

このように、新たな担い手の確保が進まないことによる人手不足や、活動資金不足などは、前回指針改定時から解決すべき問題であり、活動が困難となる団体も現れるなど、継続した活動が危惧される状態となっています。

里地里山の多面的機能を発揮させ、次世代へ継承していくという条例の目的を達成するため、今後とも里地里山保全等地域の選定や、里地里山活動協定の認定を促進し、活動を継続していくために必要な担い手確保や資金不足の解消を図ることが課題となっています。

イ まちの力

イベント等を通じて里地里山の保全等の重要性への理解は進んできていますが、里地里山の保全等に関心の低い方々への理解が進んでいないと考えられます。

また、里地里山の保全等の活動内容や、活動への参加方法など、まちの人々が里地里山に関わるための具体的な情報提供が不足しており、十分な参加がされていない状況です。

条例の目的を達成していくためには、里地里山に関する様々な情報を多くの県民や企業や大学等へ積極的に提供し、さらには小学校等の教育現場で里地里山が持つ多面的機能の意味や保全の意義を伝え、活動への参加を促進していくことが課題となっています。

ウ 里の世話人

里地里山の活動団体では、活動を推進していくための専門的アドバイスや、活動を継続的に支援してくれる県民や企業等との連携強化に対するニーズがあります。

そこで、地域や活動団体の課題に即して、実践的かつ機動的に助言や調整を行うため、里地里山を総合的にコーディネートする仕組みを作り、支援しているところです。

しかし、里地里山の保全等を行うためには、担い手不足の解消や地域内の活動に対する理解を得ることも必要となってきたため、自治会や地域で他の活動を行っている団体等との連携を図ることが課題となっています。

3 かながわの里地里山のめざす姿と施策の方向

(1) かながわの里地里山のめざす姿

県は、様々な特色に彩られた里地里山が身近に存在し、県民がその多面的機能の豊かな恵みに触れることにより、生き生きとした潤いのある生活を送ることができるよう、「人々に豊かな恵みと潤いを与え、未来に引き継がれる里地里山」を目指します。

(2) 施策の方向

ア 施策の方向

(1) の「かながわの里地里山のめざす姿」を実現するための施策は、条例第3条に定める三つの基本理念

- 1 土地所有者等及び地域住民の主体性の尊重
- 2 土地所有者等、県民、県、市町村等の相互の連携及び協働
- 3 地域の農林業の営みを尊重した継続的な保全等

や、これまでの実績や課題を踏まえ、次の方向で推進することとします。

(ア) 里の力 ~地域の人々に守られている里地里山~

里地里山は、地形や気候といった、その土地固有の自然と人が共生する中で形成されてきたものであり、人々の生活様式や農林業の営みも、地域によって独特のものがあります。

このため、農林業の営みが見られる「里」に住む人々や、その地域の特性などをよく理解し、地域に愛着を持つ人々を主体とした保全等の継続的な活動が推進されるよう、今までの施策に加えて地域や活動団体の経済的な取組に対する必要な施策を講じます。

(イ) まちの力 ~みんなに大切にされている里地里山~

里地里山の多面的機能のもたらす恵みは、「里」の人々だけではなく、里地里山以外の「まち」の人々にも広く享受されています。

このため、「まち」の人々の里地里山の多面的機能の重要性に対するより一層の理解と里地里山の保全等の活動への参加を促進し、企業や大学等も含めた「まち」と「里」の人々とが相互に連携・協働した保全等の取組が推進されるよう、必要な施策を講じます。

(ウ) 里の世話人 ~里地里山のコーディネート~

里地里山の多面的機能を発揮させ、これを次世代へ継承していくためには、里地里山の保全等が世代を超えて継続的な活動として行われる必要があります。

このため、「里の力」や「まちの力」を十分に発揮させ、これらを効果的に結び付けるための連携の強化などの取組を促進し、保全等の活動が里の力の施策として継続的なものとなるよう、必要な施策を講じます。

イ 重点的に取り組む事項

課題	重点的に取り組む事項
保全のための資金確保	里地里山の地域資源を活用した交流促進
情報不足	市町村や企業等と連携や SNS などを活用した情報発信
担い手不足	企業、大学、自治会等の地域団体などとの連携強化

ざる菊まつり



(南足柄市大雄町五本松・原地域)

里地里山ツアー



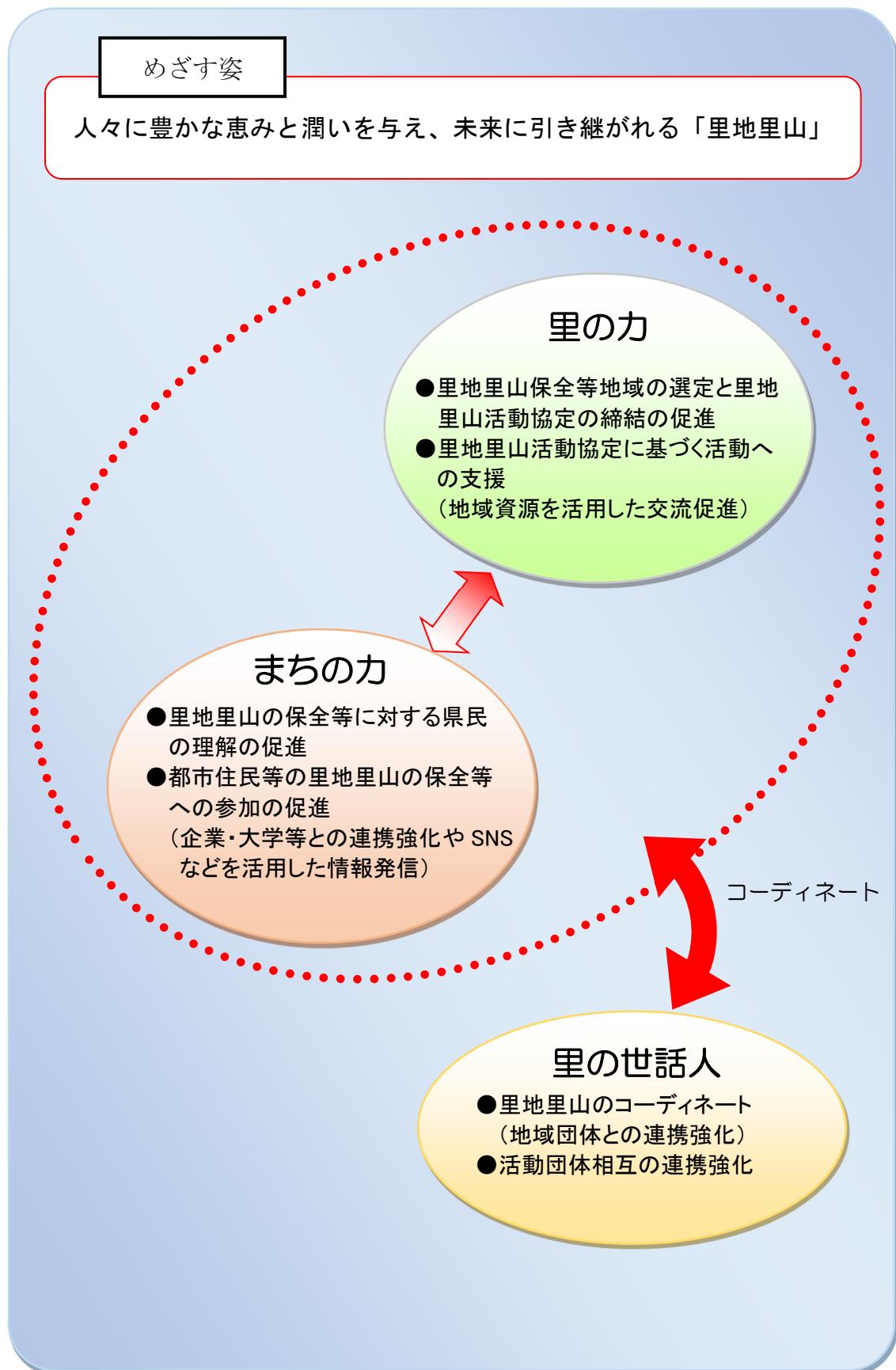
緑水庵の紅葉ライトアップ

(厚木市七沢地域)



(秦野市蓑毛地域)

めざす姿と施策の方向の概念図



※（ ）は、重点的に取り組む事項

ウ 施策展開の視点

アの「施策の方向」に基づいた施策は、里地里山の保全等の活動の特性や現状と、イの重点的に取組む事項を踏まえて、次の三つの視点に立って展開する必要があります。

(ア) 保全、再生及び活用の一體性及び継続性

里地里山が「保全」され多面的機能が発揮されることにより、その機能を利用し「持続可能な開発のための教育 ESD」への取組を含めた環境学習や自然体験等の「活用」が可能になり、これによって地域住民や県民の理解が深まり、地域住民や県民の「保全」の活動への参加が促進され、活動が継続的なものとなっていきます。

また、既に多面的機能が低下している里地里山では「再生」を行うことにより、十分にその機能が発揮されることとなり、「再生」から「保全」や「活用」が行われることによって、地域的な広がりや次世代への継承が可能となります。こうした取組は、持続可能な開発目標 SDGs の達成にもつながるものです。

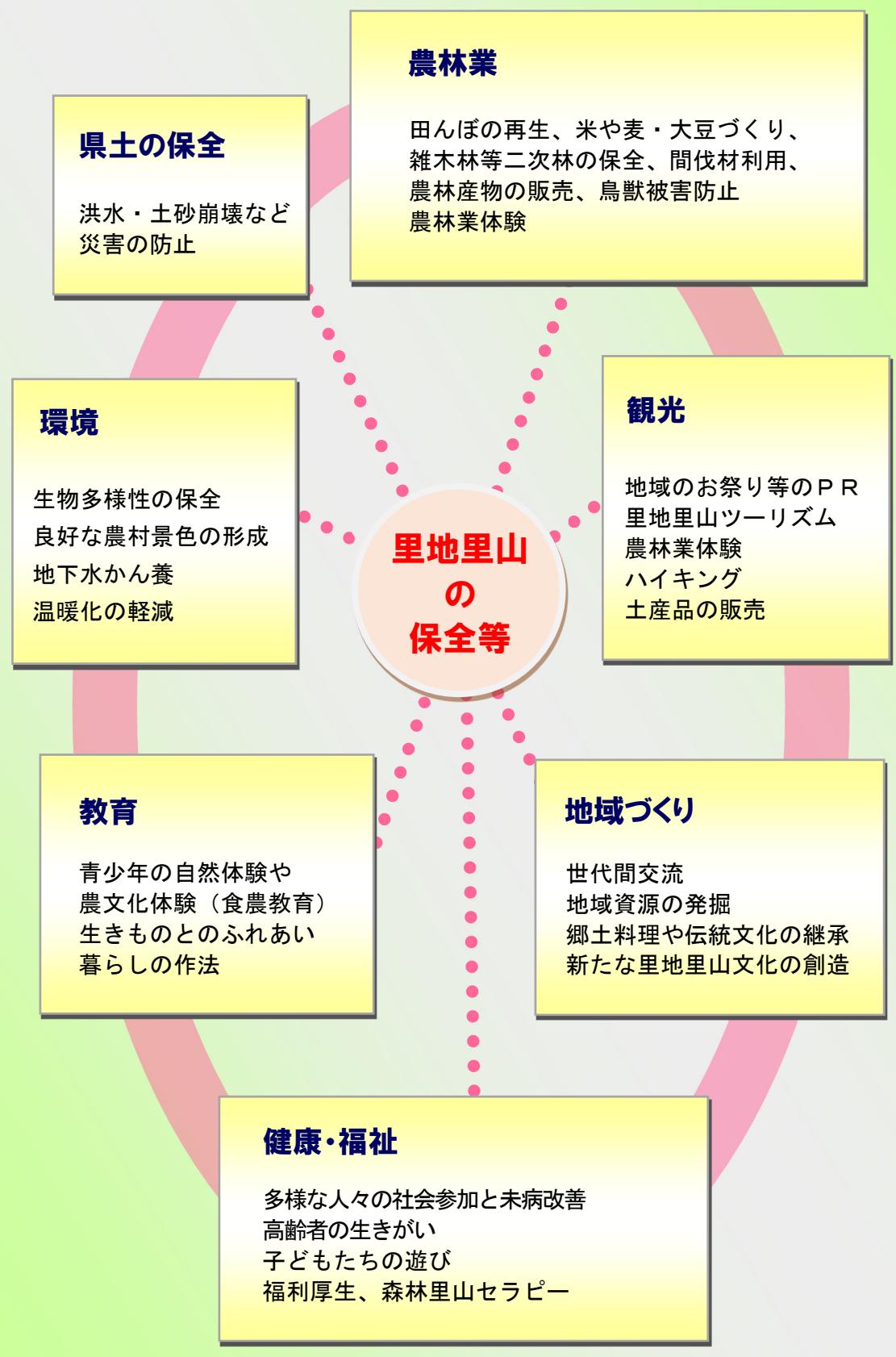
このようなことから、これらの活動を一体的に「保全等」としてとらえるとともに、里地里山の資源を活用した交流事業などの経済的活動を取り入れることや、里地里山の保全等の活動を担う次世代の人材育成を行うこと、そして里地里山の多面的機能の重要性を周知し、企業や大学等を含めた「まち」の人々の積極的な活動への参加を促進するなど、継続的な活動となるよう施策を展開する必要があります。

(イ) 保全等の活動がもたらす多様な効果

県が平成 21 年度から行った里地里山保全等促進事業（認定協定活動団体支援事業）等により実施された保全等の活動は、田んぼの復元や農業体験などの農林業の活動や、それらを通じた県土の保全、地元小学生による生きものの調査などの教育分野での活動、貴重な生きものや多様な生きものの生育環境の保全など環境に関する分野、観光行事の開催や体験型ツーリズムの実施などの観光分野、運動と社会参加の場を提供する未病改善分野、そして伝統的なお祭りや生活文化などの地域づくりの活動、さらに企業の CSR 活動の場としてなど、多様な展開が図られました。

このような活動の多様性を踏まえ、その活動を円滑に推進していくためには、これらに関わる多様な分野にわたる主体の連携や協働が対等な協力関係のもとに行われ、更には女性の主体的な参画、企業や大学をはじめとした教育機関等や多様な人々の参画による活動が行われるよう、施策を展開する必要があります。

保全等の活動がもたらす多様な効果



(ウ) 保全等の活動の検証・評価

里地里山の多面的機能の発揮及び次世代への継承を図るために、様々な人々が関わり「里の力」・「まちの力」と「里の世話人」が強く結びつき、保全等の活動を継続していくことが重要です。

また、その活動により生態系が保たれたとか、景観が保全されたなど、農林地等の保全により、多面的機能の発揮にどのような効果があったのかを検証し、評価を行い、その結果を明らかにすることは、「里」と「まち」の人々の里地里山の多面的機能の重要性に対する理解や、積極的な保全活動への参加を促進するためにも重要です。

里地里山の情報発信

「かながわの里地里山」ホームページ・フェイスブック

ホームページ、フェイスブック及びインスタグラムで里地里山の保全に関する取組を紹介しています。



神奈川県

Kanagawa Prefectural Government

防災・緊急情報

選んで探す

分類から探す

組織で探す

マイピック

ホーム > くらし・安全・環境 > 生活と自然環境の保全と改善 > 野生動物と自然環境の保全 > かながわの里地里山

印刷用ページを表示 更新日：2024年4月4日

かながわの里地里山

里地里山は、農林業の生産の場としてだけでなく、良好な景観や、様々な生物の生息の場、災害防止、伝統的な生活文化の伝承など、里地里山は、多面的な機能を有しています。かながわの里地里山を保全する取組についてご紹介します。



かながわの里地里山



「かながわの里地里山」フェイスブック・インスタグラムやってい
ます！

「かながわの里地里山」フェイスブック・インスタグラムでは、里地里山の保全をしている活動団体の最新情報を発信しています。

かながわの里地里山イメージキャラクター「さとっちー」からのお知らせを見に来てください！



かながわの里地里山
イメージキャラクター
「さとっちー」

「さとっちー」が県内の里地里山情報をわかりやすく発信中！

【ホームページ】

[https://www.pref.kanagawa.jp/do
cs/n8f/cnt/f300562/index.html](https://www.pref.kanagawa.jp/do/cs/n8f/cnt/f300562/index.html)



【フェイスブック】

[https://www.facebook.com/
kanagawa.satoyama/](https://www.facebook.com/kanagawa.satoyama/)



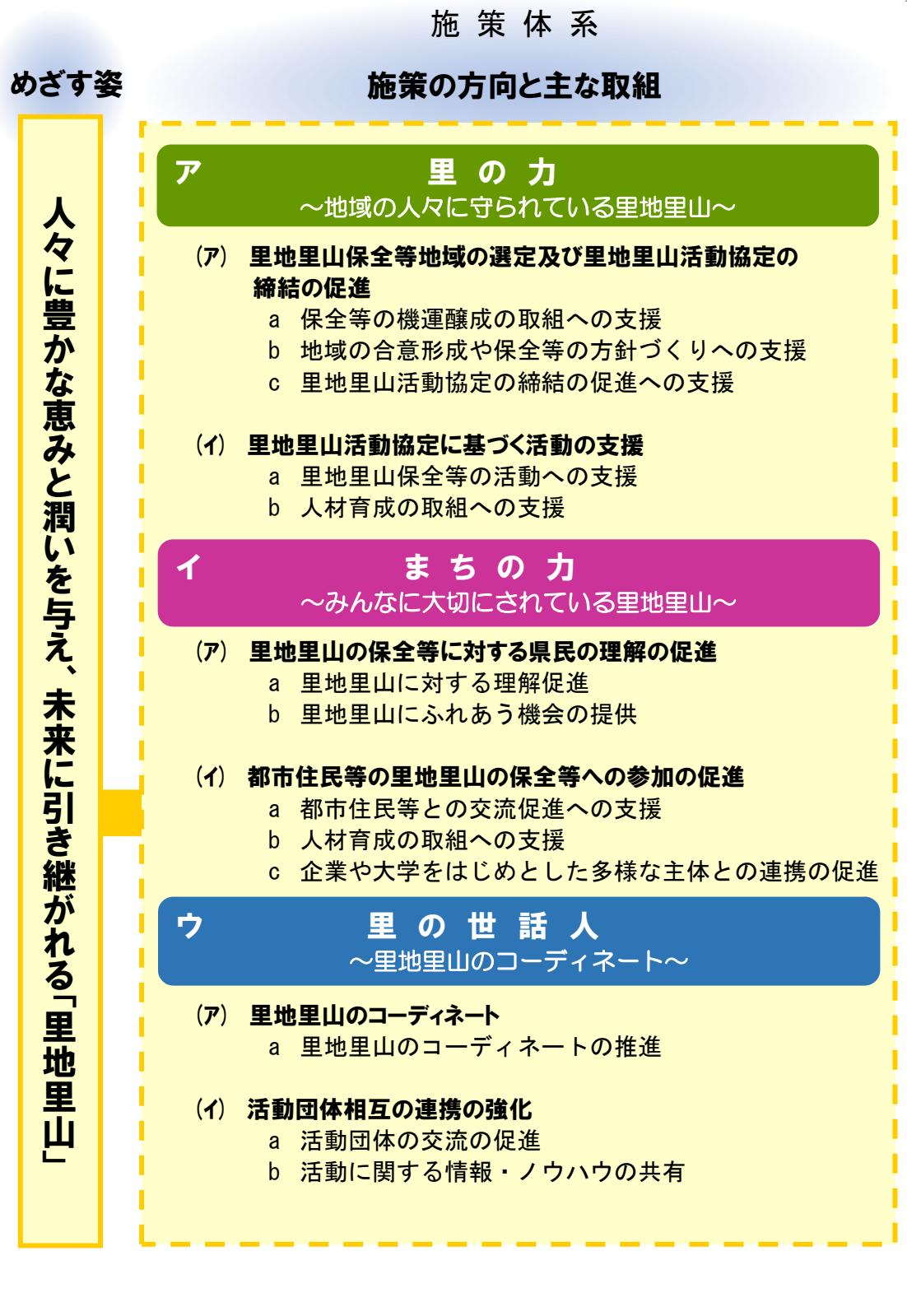
【インスタグラム】

[https://www.instagram.com/
satohisatoyama_kanagawa/](https://www.instagram.com/satohisatoyama_kanagawa/)



(3) 主な取組

(2) のア「施策の方向」、イ「重点的に取り組む事項」及びウの「施策展開の視点」を踏まえ、今後（2025～2029年度以降）取り組む施策、スケジュールを次のとおりとします。



ア 里の力 ~地域の人々に守られている里地里山~

「里」に住み、農林業を営み、その地域の特性などを良く理解した、地域に愛着を持つ人々を主体とした保全等の継続的な活動が推進されるよう、次の施策を講じます。

また、地域選定及び協定認定の数を増やし、活動を広げていきます。

(ア) 里地里山保全等地域の選定及び里地里山活動協定の締結の促進

a 保全等の機運醸成の取組への支援

里地里山の保全等の活動のきっかけづくりや機運の醸成を図るため、情報収集や市町村への働きかけを行うなど、市町村が実施する取組に対して助言や協力を行います。



選定地域候補地の確認

b 地域の合意形成や保全等の方針づくりへの支援

土地所有者等や地域住民が主体となった保全等の活動に向けた地域の合意形成を図るため、市町村が実施する地域資源の現状や保全等に向けた課題等の調査、ワークショップ等の開催、保全等の方針の策定などの取組に対して助言や協力を行います。

c 里地里山活動協定の締結の促進への支援

里地里山活動協定の締結の促進を図るため、市町村が実施する活動団体づくり、活動計画の策定に必要な調査、地元調整などの取組を支援するとともに、円滑な協定の締結に向けた助言や協力を行います。



活動協定地の確認

(イ) 里地里山活動協定に基づく活動の支援

a 里地里山保全等の活動への支援

認定里地里山活動協定に基づいて行われる保全等の活動を促進するため、活動団体が行う農林地の保全等の活動や、継続的な活動を促進するため、観光を取り入れた地域資源の活用を図るなどの経済的な取組を多面的に支援します。

農林地の保全（下草刈り）



（南足柄市大雄町五本松・原地域）

農林地の活用（生き物調査）



（平塚市土沢地域）

b 人材育成の取組への支援

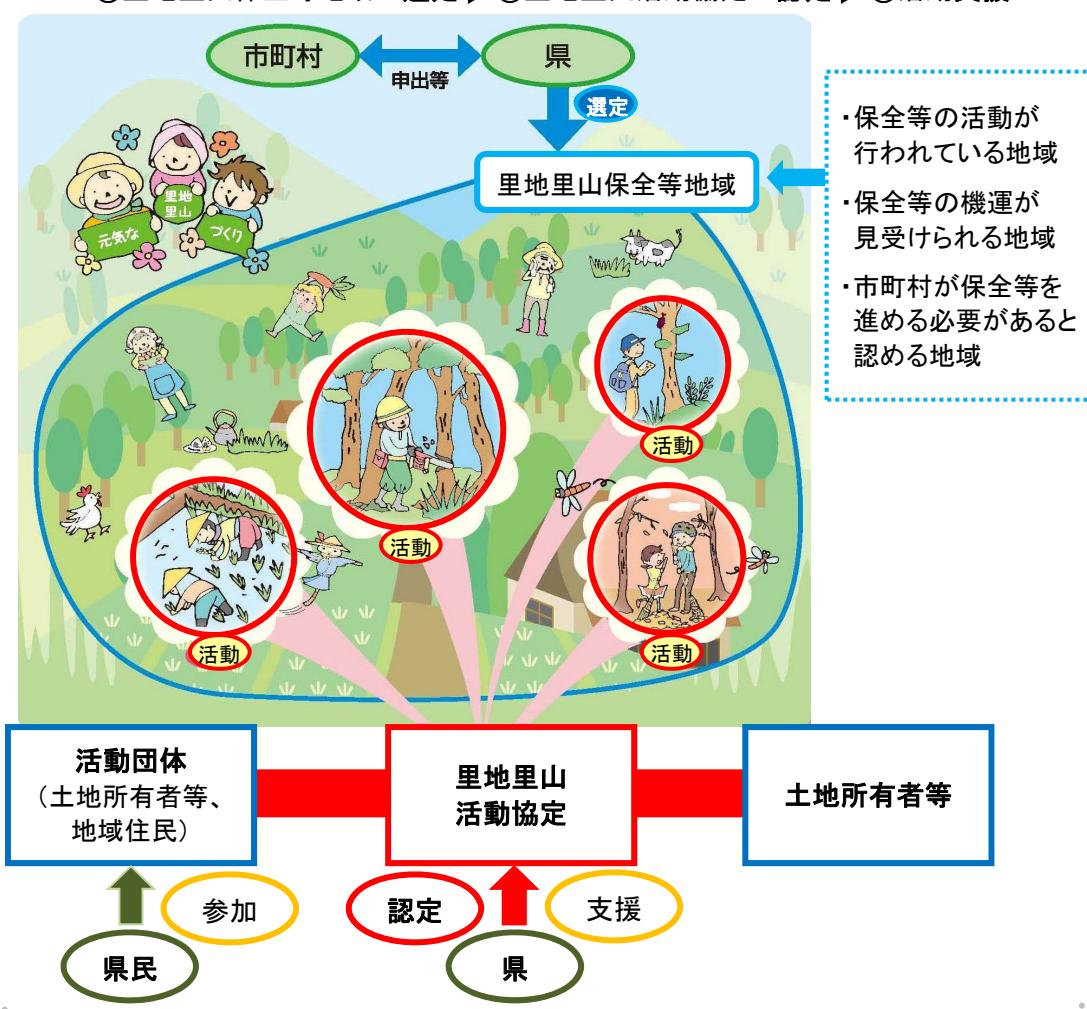
活動団体の活動を支える中心的な人材の確保や担い手の育成を通じて活動を継続的なものとするため、活動団体が行う活動のリーダーの育成、初心者講習会、技術研修会など多様な人材育成の取組を支援します。

スケジュール

施 策	2025	2026	2027	2028	2029～
(ア) 里地里山保全等 地域の選定及び里地 里山活動協定の締結 の促進	地域選定及び協定締結の促進				
(イ) 里地里山活動協 定に基づく活動の支 援	活動への支援				
	人材育成の取組への支援				

条例による里地里山保全等地域の選定、里地里山活動協定の認定等の仕組み

①里地里山保全等地域の選定 ▶ ②里地里山活動協定の認定 ▶ ③活動支援



イ まちの力 ~みんなに大切にされている里地里山~

「まち」の人々の里地里山の多面的機能の重要性に対するより一層の理解と里地里山の保全等の活動への参加を促進し、「まち」と「里」の人々とが相互に連携・協働した保全等の取組が推進されるよう、次の施策を講じます。

(ア) 里地里山の保全等に対する県民の理解の促進

a 里地里山に対する理解促進

教育機関や市町村との連携強化や SNS などの活用により積極的な情報発信を図り、県民に対するかながわの里地里山の理解促進に努めます。

b 里地里山にふれあう機会の提供

活動団体が行う次世代への啓発活動や地域資源を生かした観光などの取組を支援することにより、県民が里地里山にふれあう機会を提供します。

(イ) 都市住民等の里地里山の保全等への参加の促進

a 都市住民等との交流促進への支援

都市住民等と活動団体との相互理解を深めるため、活動団体が実施する消費者団体や都市住民等へのPR活動や交流イベントの開催、情報発信などの取組を支援します。

b 人材育成の取組への支援

都市住民等の里地里山の保全等の活動への参画を図るため、ボランティアの募集を進める他、活動団体が都市住民等に対して実施する初心者講習会、安全対策などの技術研修会、ボランティアリーダーの育成などの人材育成の取組を支援します。

c 企業や大学をはじめとした多様な主体との連携の促進

企業や大学等に対して、里地里山活動への参加を働きかけるなど、活動団体と企業・大学等の多様な主体との連携を促進します。

スケジュール

施 策	2025	2026	2027	2028	2029～
(7) 里地里山の保全等に対する県民の理解の促進		○ 里地里山に対する理解促進			
		実施			
(4) 都市住民等の里地里山の保全等への参加の促進		○ 里地里山にふれあう機会の提供			
		実施			
		○ 都市住民等との交流促進への支援			
		実施			
		○ 人材育成の取組への支援			
		○ ボランティアの募集			
		実施			
		○ 企業等や大学をはじめとした多様な主体との連携の促進			
		実施			

企業連携イベント



(R4 秦野市蓑毛地域)

企業連携イベント



(R1 相模原市城山町小松・城北地域)

ウ 里の世話人～里地里山のコーディネート～

「里の力」や「まちの力」を十分に発揮させ、これらを効果的に結び付けるための連携の強化などの取組を促進し、保全等の活動が継続的なものとなるよう、次の施策を講じます。

(ア) 里地里山のコーディネート

a 里地里山のコーディネートの推進

活動を進める上での様々な課題を解決したり、活動団体と都市住民等の連携を促進するために、専門家や市町村及び県が実践的かつ機動的な助言や調整を行います。

コーディネートの内容（例）

- ・里地里山の保全等の活動の機運醸成や合意形成の取組に向けた、地域住民、行政、都市住民等との調整
- ・里地里山の保全等の継続的な活動に向けた、自治会などの地域の団体や企業、大学をはじめとした多様な主体との連携、情報発信や経済的活動などの取組への助言

(イ) 活動団体相互の連携の強化

a 活動団体の交流の促進

県内の活動団体が参加する交流会等を開催し、活動団体間の相互理解を深め、共通の課題についての意見交換を行うなど連携の強化を図ります。

b 活動に関する情報・ノウハウの共有

里地里山の保全等の活動の事例やノウハウを収集・蓄積し、活動団体間で共有・活用できる資料として整備します。

活動団体交流会



(R4 平塚市)

スケジュール

施 策	2025	2026	2027	2028	2029～
(ア) 里地里山のコーディネート		○ 里地里山のコーディネートの推進			
(イ) 活動団体相互の連携の強化	交流会 ● 事例集 ●	○ 活動団体の交流の促進 ○ 活動に関する情報・ノウハウの共有 交流会 ● 事例集 ●	交流会 ● 事例集 ●	交流会 ● 事例集 ●	交流会 ● 事例集 ●

※事例集は必要に応じて作成する。

4

その他里地里山の保全等の促進に関する施策を 総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(1) 指針の推進主体

県は、指針の推進に当たって、土地所有者等や地域住民の主体性を尊重し、県民、企業、大学等の多様な主体、市町村等と相互に連携・協働を図りながら、施策の具体化を推進します。

また、全国的な連携・協働の取組への参加を図ります。

(2) 県の推進体制

県は、里地里山の保全等の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、関係部局相互の連携強化を図るとともに、土地所有者等や地域住民はもとより県民の理解のもと円滑な指針の推進を図ります。

(3) 国への提案活動

本県の里地里山の保全等の促進に係る施策・制度について、機会をとらえ国に提案活動を行います。

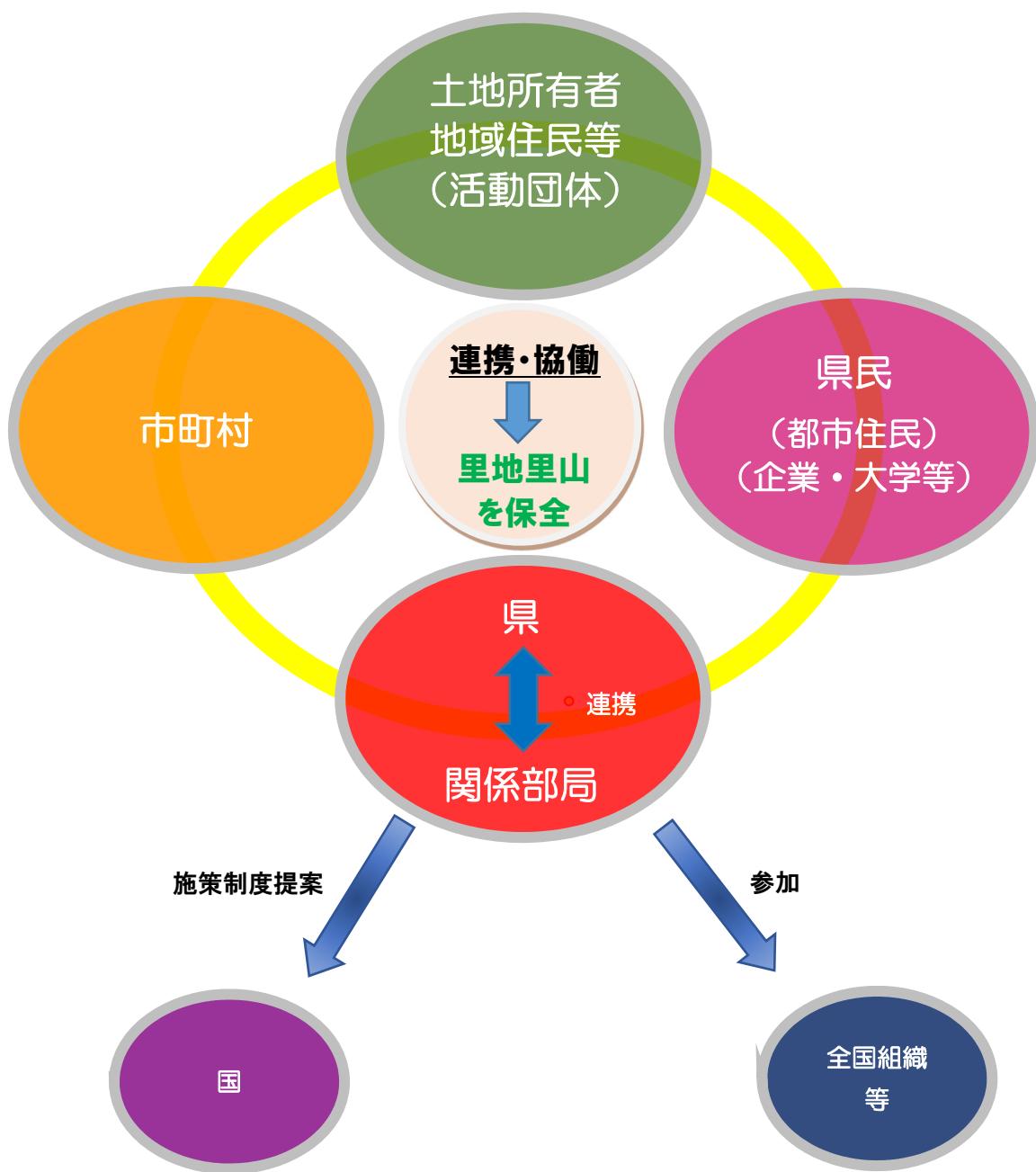
(4) 指針の進行管理

社会経済情勢の変化及び里地里山を取り巻く環境の変化に迅速かつ柔軟に対応するために、指針に示した施策の実施状況を定期的に点検するとともに指針を検証し、必要に応じて見直しを行います。

(参考1) 施策体系とスケジュール

めざす姿 人々に豊かな恵みと潤いを与え未来に引き継がれる里地里山		施策の方向	主な取組	スケジュール				
2025	2026	2027	2028	2029~				
里の力 ～地域の人々に守られている里地里山～ 農林業の営みが見られる「里」に住む人々や、その地域の特性などをよく理解し、地域に愛着を持つ人々を主体とした保全等の継続的な活動が推進されるよう、必要な施策を講じます。	(ア) 里地里山保全等地域の選定及び里地里山活動協定の締結の促進 a 保全等の機運醸成の取組への支援 b 地域の合意形成や保全等の方針づくりへの支援 c 里地里山活動協定の締結の促進への支援 (イ) 里地里山活動協定に基づく活動の支援 a 里地里山保全等の活動への支援 b 人材育成の取組への支援							
まちの力 ～みんなに大切にされている里地里山～ 「まち」の人々の里地里山の多面的機能の重要性に対するより一層の理解と里地里山の保全等の活動への参加を促進し、「まち」と「里」の人々とが相互に連携・協働した保全等の取組が推進されるよう、必要な施策を講じます。	(ア) 里地里山の保全等に対する県民の理解の促進 a 里地里山に対する理解促進 b 里地里山にふれあう機会の提供 (イ) 都市住民等の里地里山の保全等への参加の促進 a 都市住民等との交流促進への支援 b 人材育成の取組への支援 c 企業や大学をはじめとした多様な主体との連携の促進							
里の世話人 ～里地里山のコーディネート～ 「里の力」や「まちの力」を十分に發揮させ、これらを効果的に結び付けるための連携の強化などの取組を促進し、保全等の活動が継続的なものとなるよう、必要な施策を講じます。	(ア) 里地里山のコーディネート a 里地里山のコーディネートの推進 (イ) 活動団体相互の連携の強化 a 活動団体の交流の促進 b 活動に関する情報・ノウハウの共有							

(参考2) 施策の推進体制図



(参考3)

神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例

平成19年12月25日
条例第61号

(目的)

第1条 この条例は、里地里山の保全、再生及び活用について、基本理念を定め、並びに県、土地所有者等及び県民の責務を明らかにするとともに、里地里山の保全、再生及び活用を促進するために必要な事項を定めることにより、里地里山の多面的機能の発揮及び次世代への継承を図り、もって県民の健康で心豊かな生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 里地里山 現に管理若しくは利用され、又はかつてされていた農地、水路、ため池、二次林（その土地本来の自然植生ではない人為的に成立した雑木林、竹林等をいう。）その他これらに類する土地（以下「農林地等」という。）の全部又は一部及び人が日常生活を営む場所が一体となっている地域をいう。
- (2) 土地所有者等 里地里山の農林地等の所有者又は当該農林地等について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者をいう。
- (3) 里地里山の多面的機能 良好的な景観の形成、生物の多様性の確保、災害の防止、生活文化の伝承、情操のかん養、レクリエーションの場の提供等の里地里山の有する多面にわたる機能をいう。

(基本理念)

第3条 里地里山の保全、再生及び活用（以下「保全等」という。）は、里地里山がその地域の地形、気候その他の固有の自然条件の下に人々が生活を営む中で形成されるものであるという特質を有することにかんがみ、土地所有者等及び地域住民を主体とすべきことを旨として行われなければならない。

- 2 里地里山の保全等は、里地里山の多面的機能の恵沢を多くの県民が享受していることにもかんがみ、土地所有者等、県民、県、市町村等が相互に連携し、及び協働すべきことを旨として行われなければならない。
- 3 里地里山の保全等は、地域の農林業の営みを尊重しつつ、里地里山の多面的機能を発揮させ、その恵沢を県民が将来にわたって享受できるよう、継続的に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める里地里山の保全等についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、里地里山の保全等の促進に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、里地里山の保全等に関する県民の理解を深め、県民の里地里山の保全等の活動への積極的な参加を促進するために、広報その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、里地里山の保全等の促進に関する施策の推進に関し、市町村との連携を図るとともに、市町村が行う里地里山の保全等に関する施策との調整に努めるものとする。
- 4 県は、市町村が行う里地里山の保全等に関する施策の推進に関し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(土地所有者等の責務)

第5条 土地所有者等は、基本理念にのっとり、里地里山の多面的機能の重要性についての認識を深め、里地里山の保全等が図られるよう努めるとともに、県が実施する里地里山の保全等の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、里地里山の多面的機能に関する理解を深めるとともに、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

- (1) 里地里山の保全等の活動に積極的に参加するとともに、当該活動がその居住する地域に係るものであるときは、主体的に取り組むこと。
- (2) 里地里山の保全等に当たっては、土地所有者等及び地域住民による地域の特性を生かした主体的な取組を尊重しつつ、これらの者と連携し、及び協力すること。
- (3) 県が実施する里地里山の保全等の促進に関する施策に協力すること。

(指針の策定)

第7条 知事は、里地里山の保全等の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、里地里山の保全等の促進に関する指針（以下「指針」という。）を定めなければならない。

- 2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 里地里山の保全等の促進に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、里地里山の保全等の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 知事は、社会経済情勢の変化及び里地里山を取り巻く環境の変化に迅速かつ柔軟に対応するため、定期的に指針を検証し、必要に応じ指針の変更を行わなければならない。

- 4 知事は、指針を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(里地里山保全等地域の選定等)

第8条 知事は、土地所有者等及び地域住民の主体的な活動により里地里山の保全等が図られると認められる地域を、当該地域を管轄する市町村長からの申出により、里地里山保全等地域として選定することができる。

- 2 知事は、前項の規定によるほか、特に必要があると認めるときは、申出によらずに里地里山保全等地域を選定することができる。この場合においては、知事は、あらかじめ、当該選定をしようとする地域を管轄する市町村長の意見を聴かなければならない。
- 3 知事は、前2項の規定により里地里山保全等地域を選定したときは、遅滞なく、当該里地里山保全等地域を管轄する市町村長にその旨を通知するとともに、その旨並びにその名称及び区域を公表するものとする。
- 4 前3項の規定は、里地里山保全等地域の選定の解除及びその地域の変更について準用する。

(里地里山活動協定の認定)

第9条 前条第1項又は第2項の規定により選定された里地里山保全等地域の農林地等において、里地里山の保全等の活動を行おうとする活動団体及び当該活動が行われる農林地等の土地所有者等は、次に掲げる事項を定めた協定（以下「里地里山活動協定」という。）を締結し、当該里地里山活動協定が適当である旨の知事の認定を受けることができる。

- (1) 里地里山活動協定の対象となる農林地等の区域及び面積
 - (2) 里地里山活動協定の対象となる農林地等の利用に関する事項
 - (3) 活動団体が行う里地里山の保全等の活動の内容
 - (4) 里地里山活動協定に違反した場合の措置
 - (5) 里地里山活動協定の有効期間
 - (6) その他必要な事項
- 2 前項の「活動団体」とは、次の各号のいずれにも該当する団体をいう。
- (1) 里地里山の保全等の活動の対象となる農林地等の土地所有者等又は地域住民が主たる構成員となっている団体
 - (2) 里地里山の保全等の活動が適切に行われるために必要な体制の整備その他の規則で定める要件に適合する団体
- 3 第1項の認定を受けようとする活動団体及び土地所有者等は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。
- 4 知事は、前項の規定による申請が次の各号のいずれにも該当するときは、第1項の認定をするものとする。
- (1) 里地里山活動協定の内容が、この条例及び関係法令に違反するものでないこと。
 - (2) 里地里山活動協定の内容が、その対象となる農林地等の利用を不当に制限するものでないこと。
 - (3) 里地里山活動協定の内容が、その対象となる農林地等の区域が含まれる里地里山保全等地域における里地里山の保全等に資すると認められるものであること。
 - (4) 里地里山活動協定に係る里地里山の保全等の活動が継続的に行われると認められるものであること。

5 知事は、第1項の認定をしようとするときは、あらかじめ、当該認定に係る里地里山活動協定の対象となる農林地等の区域を管轄する市町村長の意見を聴かなければならない。

6 知事は、第1項の認定をしたときは、遅滞なく、当該認定に係る活動団体及び土地所有者等にその旨を通知しなければならない。

(認定里地里山活動協定の変更)

第10条 前条第1項による認定を受けた里地里山活動協定（以下「認定里地里山活動協定」という。）に係る活動団体及び土地所有者等は、同項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、知事の認定を受けなければならない。

2 前条第3項から第6項までの規定は、前項の規定による変更の認定について準用する。

(認定里地里山活動協定の廃止)

第11条 認定里地里山活動協定(認定里地里山活動協定の変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。)に係る活動団体又は土地所有者等は、当該認定里地里山活動協定を廃止したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(認定里地里山活動協定の認定の取消し)

第12条 知事は、認定里地里山活動協定に係る活動団体が第9条第2項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるとき、又は認定里地里山活動協定が同条第4項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

2 第9条第6項の規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。

(認定里地里山活動協定に係る活動に対する支援)

第13条 県は、認定里地里山活動協定に係る活動団体に対し、当該認定里地里山活動協定に基づく活動を支援するために必要な措置を講ずるものとする。

(報告又は資料の提出)

第14条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、認定里地里山活動協定に係る活動団体又は土地所有者等に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

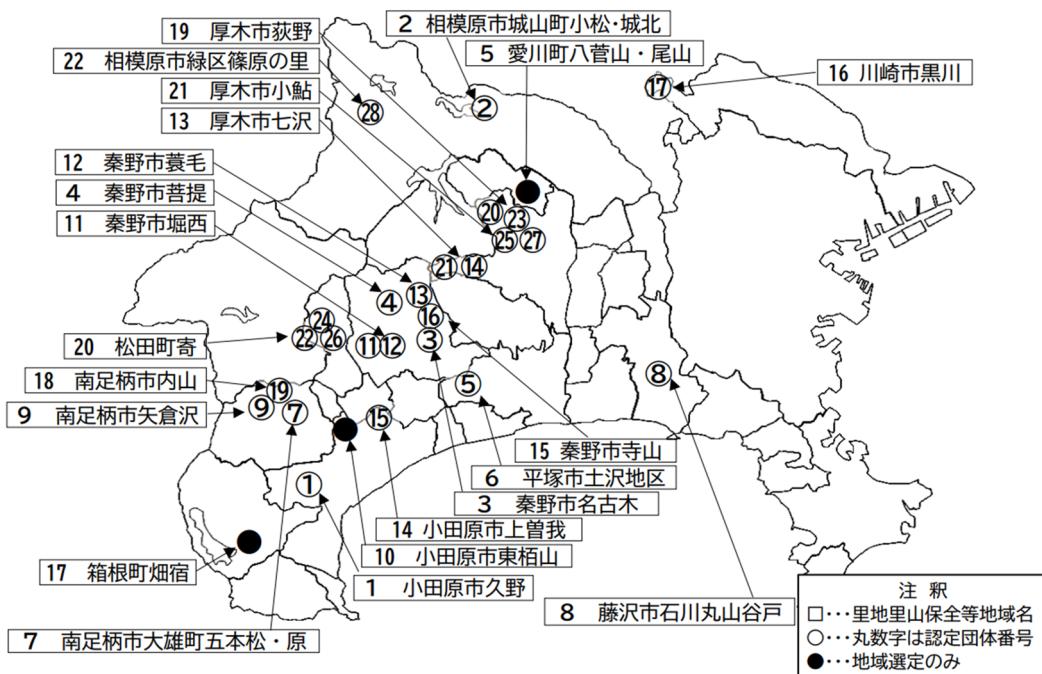
附 則

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(参考4) 地域選定及び協定認定の状況 (2025年3月現在)

里地里山保全等地域の選定及び里地里山活動協定の認定の状況



2025年3月20日現在

里地里山保全等地域の選定の状況			里地里山活動協定の認定の状況		
番号	選定年月日	地域の名称	番号	当初認定年月日	活動団体名
1	2008年12月2日	小田原市 久野	①	2009年9月15日	美しい久野 里地里山協議会
2	2008年12月2日	相模原市城山町 小松・城北	②	2009年7月14日	「小松・城北」里山をまもる会
3	2009年3月27日	秦野市 名古木	③	2009年7月30日	名古木里山を守る会
4	2009年3月27日	秦野市 菩提	④	2009年7月30日	表丹沢菩提里山づくりの会
5	2009年3月27日	愛川町 八菅山・尾山	⑤	2009年10月27日	里山をよみがえらせる会
6	2009年4月22日	平塚市 土沢地区	⑥	2009年10月27日	土屋里地里山再生グループ (協定終了)
7	2009年5月26日	南足柄市 大雄町五本松・原	⑦	2010年3月25日	五本松・原花咲く里山協議会
8	2009年9月15日	藤沢市 石川丸山谷戸	⑧	2009年10月27日	石川丸山ホタル保存会
9	2010年3月9日	南足柄市 矢倉沢	⑨	2011年2月21日	矢倉沢里地里山会
10	2011年2月1日	小田原市 東栢山	⑩	2011年4月1日	金次郎のふる里を守る会 (協定終了)
11	2011年5月31日	秦野市 堀西	⑪	2011年7月25日	波多川四十八瀬を愛する会
12	2012年2月7日	秦野市 蓑毛	⑫	2012年6月25日	堀西里地里山保全地域を守る会
13	2012年3月13日	厚木市 七沢	⑬	2012年5月24日	蓑毛里地里山保全地域を守る会
14	2013年3月1日	小田原市 上曾我	⑭	2012年8月29日	七沢里山づくりの会
15	2013年5月28日	秦野市 寺山	⑮	2013年4月30日	NPO法人里山ネット・あつぎ
16	2014年3月17日	川崎市 黒川	⑯	2013年9月25日	曾我山応援隊
17	2014年3月17日	箱根町 番宿	⑰	2014年8月7日	中丸の里山を守る会
18	2014年7月8日	南足柄市 内山	⑱	2014年9月5日	黒川里地里山保全会
19	2015年3月26日	厚木市 荻野	⑲	2015年3月27日	箱根旧街道番宿里山と清流を守る会 (協定終了)
20	2016年8月23日	松田町 寄	⑳	2015年5月12日	内山里地里山の会
21	2019年2月21日	厚木市 小鮎	㉑	2017年5月16日	荻野三つ沢の里山を守る会
22	2020年9月17日	相模原市緑区 篠原の里	㉒	2017年3月31日	特定非営利活動法人 ゆめのシステムプロジェクト
			㉓	2019年3月19日	寄ロウバイの会
			㉔	2020年3月27日	土佐原桜の会
			㉕	2020年3月4日	弥勒寺郷桜の会
			㉖	2020年6月18日	みどりと清流のふるさと創造委員会
			㉗	2021年1月8日	特定非営利活動法人 篠原の里
14,648.28 ha 22 地域 (8市、3町)			40.55 ha 25協定 (8市、1町)		

※番号は選定・認定順

(参考5)

かながわグランドデザインにおける里地里山保全の位置づけ

＜新かながわグランドデザイン（実施計画）

テーマ 持続的に発展する神奈川

II プロジェクト 7 農林水産
～地産地消の推進による持続可能な農林水産業の実現～

プロジェクトのポイント

- 勤い手の減少や高齢化、生産資材価格高騰などへの対応が必要
- 勤い手の育成支援、スマート技術などの生産技術の開発・普及、ブランド力の強化の推進
- 食料等の生産基盤の構築と農林水産物の利用拡大を図り、持続可能な農林水産業の実現をめざす

神奈川の農林水産業をとりまく状況は、勤い手の減少や高齢化、生産資材価格の高騰などにより依然として厳しく、デジタル技術の利活用、脱炭素化に向けた取組などへの対応が求められています。

そこで、新規就業の促進や経営感覚に優れた勤い手の育成、スマート技術をはじめとする生産技術の開発・普及、環境負荷低減技術の導入支援、勤い手への農地集積の促進などに取り組みます。また、県民ニーズに応じた新鮮で安全・安心な農林水産物の提供を支援するとともに、ブランド力を強化することで、農林水産物の利用拡大を図ります。こうした取組により、地産地消を推進し、持続可能な農林水産業の実現をめざします。

指標（プロジェクトの達成度を象徴的に表す数値）

農林水産物の産出額【億円】
(県農政課調べ)

2021年度実績	2023年度実績
706億円	24.3%
2027年度	2027年度
739億円	30.0%

「地元でとれた新鮮な野菜や魚を食べられること」に関する満足度
(県民ニーズ調査)



具体的な取組

A 安定した食料等の生産基盤の構築

- 農林水産業の新たな就業者を確保するため、就業相談やマッチング会、研修・教育を実施するとともに、参入を希望する企業等を支援します。
- 経営感覚に優れた担い手を育成するため、技術・経営指導や研修会などを開催します。また、生産性の向上を図るために必要な機械・施設等の整備を支援します。
- 魅力ある産業として次世代へ引き継ぐため、新品種などの育成、品質や生産性を高めるスマート技術等の開発・普及、国際情勢の変化に左右されない飼料生産基盤の強化、養殖と海業の振興、水産資源の管理体制の強化などに取り組みます。
- 環境と共生する産業を実現するため、「みどりの食料システム戦略」に対応した環境負荷低減技術の導入支援、地域ぐるみで取り組む鳥獣被害対策、藻場の再生・整備などに取り組みます。
- 農地中間管理機構などと連携した担い手への農地の集積を進めるため、地域での話し合いやほ場などの生産基盤の整備を推進するほか、集団的な優良農地の保全や、林道、漁港施設などの整備に取り組みます。

< KPI >

農林水産業への新規就業者数

(県農業振興課、県森林再生課、県水産課調べ)				
現状(2022)	2024	2025	2026	2027
166	164	164	164	164

スマート農業技術の導入経営体数(累計)

(県農業振興課、県畜産課調べ)				
現状(2022)	2024	2025	2026	2027
277	358	388	420	451

意欲ある担い手への農地集積率

(県農地課調べ)				
現状(2022)	2024	2025	2026	2027
24.2	25.1	25.7	26.3	26.9

農業生産基盤の整備と一体となった農地集積率

(県農地課調べ)				
現状(2022)	2024	2025	2026	2027
43	45	46	47	48

B 安全・安心な魅力ある県産農林水産物の利用拡大

- 県産の農林水産物を県民にとどけ、よろこばれるため、かながわブランドの登録の促進や6次産業化の支援、生産者と食品関連事業者とのマッチング商談会により、農林水産物のブランド力の強化や付加価値の向上、利用拡大の促進を図ります。
- かながわ認証木材の安定供給を図るため、県産木材の生産から消費までの流通過程における認証制度の活用促進に取り組みます。
- 農林水産物の安全・安心を確保するため、豚熱や高病原性鳥インフルエンザなどの特定家畜伝染病対策や貝毒対策に取り組みます。また、農業生産工程管理(GAP)の導入支援や、畜産農場における飼養衛生管理向上の取組(農場HACCP)を推進します。
- 都市と農林水産業の共存を図るため、学校等への出前講座や、地域ぐるみの共同活動、里地里山の保全活動などを実施し、農林水産業の多面的機能や生産活動に対する県民の理解促進を図ります。
- 2027年に開催される国際園芸博覧会を通して、都市農業の理解促進とともに、県産農産物を広くPRし、県内外での需要拡大を図ります。

< KPI >

かながわブランドの認知度

(県民ニーズ調査)				
現状(2023)	2024	2025	2026	2027
71.5	74.0	75.0	76.0	77.0

特定家畜伝染病の発生件数

(県畜産課調べ)				
現状(2022)	2024	2025	2026	2027
0	0	0	0	0

県民が里地里山の保全活動等に参加する人数

(県農地課調べ)				
現状(2022)	2024	2025	2026	2027
7,520	7,600	7,700	7,800	7,900

参考 6) 取組事例（2019～2024）

里の力

- ・里地里山活動協定の締結の促進への支援
里地里山再生に取り組んでいる一般社団法人（山北町）への制度説明の実施
新規協定の締結に向けた市への制度説明（相模原市 篠原の里）
- ・里地里山保全等地域の選定への支援
制度説明、現地調査の実施（横浜市、相模原市、横須賀市、茅ヶ崎市、葉山町、松田町、山北町）

まちの力

- ・里地里山保全等に対する県民の理解の促進
SNS の活用などによる積極的な情報発信
子ども里地里山体験学校
- ・都市住民等の里地里山の保全等への参加
都市住民等との交流促進
里山マルチライブプラン（七沢・荻野）
活動団体と地域自治会との協働した取組
大雄町五本松・原、矢倉沢、内山 ざる菊祭り
菩提 フェスタ、森林里山セラピー
黒川 アート
- ・企業等との連携促進
小田急電鉄株式会社との連携イベント（黒川、蓑毛、東栃山）
小金井酒造とのカボス畑の共同整備（ネットあつぎ）
NPO 法人よこはま里山研究所等との連携イベント（小松・城北）
ユーコープかながわ県本部との協働取組「ヤマのがっこう」（菩提）
- ・大学との連携促進
横浜国立大学の里地里山保全の手伝い（大雄）
明治大学の里地里山イベント手伝い（黒川）
東京農大のカボス畑ボランティア（ネットあつぎ）
東海大学の稻刈、稻わら片づけ（蓑毛）

里の世話人

- ・里地里山のコーディネート
アドバイザー活動
県での説明（「里の力」への支援含む）
活動団体交流会（里地里山サミット）

(参考7)

かながわの里地里山に対する期待とアンケート結果概要

平成20年度に実施した県政モニター県政課題アンケートにおいて、「里地里山の保全等の必要性」については、96%の方が「必要である」と回答しており、こうした期待に応えるため、指針に基づき様々な施策を実施してきました。多くの県民の皆様に参加していただけた里地里山体験イベント（子ども里地里山体験学校）や里地里山に対する理解を深めていただく機会（里地里山シンポジウム）の提供等を行いました。

平成25年5月及び平成30年2月に実施したe-かなネットアンケート、令和5年10月に実施したe-KANAGAWA電子申請システムによるアンケートにおいても、里地里山の必要性は「必要である」と「どちらかというと必要である」を合わせてそれぞれ、93%、93%、97%と高い理解を得ています。

令和5年のアンケートでは33名の方から回答をいただきました。回答者の年代は10～60代と幅広く、男女比は半々、地域別には横浜市、県央地域の方が5割を占めました。

「里地里山の役割や機能で重要と思うもの」を聞いたところ、その上位は次のようになっています。

- ・「多様な生物を育む空間、生物多様性の確保」(88%)
- ・「四季折々の風景・良好な景観の形成」(70%)
- ・「水源かん養」(61%)
- ・「農林業の場」(58%)
- ・「県土の保全、洪水、土砂崩壊など災害の防止」(55%)

このように、里地里山の保全の必要性については、多くの方が必要であると認識しており、里地里山の様々な機能が発揮されることが変わらず期待されていることがわかります。

また、保全等に取り組んでいる活動団体からは、自然の恵みを活かした里地里山であり続けられるよう頑張りたいという意見がある一方、会員の高齢化が進み人手不足や資金不足が課題となっているという声も多く聞かれました。活動に必要な支援としては、多くの団体が保全活動に対する支援を挙げており、特に草刈機などの資機材への要望が多くみられました。

<アンケート結果概要>

- ・e-KANAGAWA電子申請システムアンケート（里地里山に関する意識調査）
：R5.10月実施
- ・里地里山活動状況アンケート（条例認定団体、その他の団体）：R5.10月実施

(参考8) 市町村の条例等独自の取組

条例による取組

- ・相模原市生物多様性に配慮した自然との共生に関する条例
- ・厚木市里地里山保全等促進条例

補助事業制度等による取組

- ・里山的環境保全・活用事業（横須賀市）
- ・はやま里山スクール（葉山町）
- ・相模原市里地里山保全等促進事業（相模原市）
- ・厚木市里地里山保全等促進事業（厚木市）
- ・里山づくり事業（愛川町）
- ・みどり保全協働事業（藤沢市）
- ・里山ふれあいの森づくり事業（秦野市）
- ・南足柄市里地里山保全等促進事業（南足柄市）
- ・農地保全活動事業（湯河原町）

(参考9) 神奈川県里地里山保全協議会

名 称	神奈川県里地里山保全協議会
設置根拠要綱等	神奈川県里地里山保全協議会設置要領
設 置 年 月 日	令和5年7月12日
設 置 目 的	「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用に関する条例」及び「かながわ里地里山保全等促進指針」の見直しにあたって、将来の里地里山保全、再生及び活用を図るための必要な施策を検討する。
構成員数・選任期間	10人・2年
公募構成員の有無	有
構 成 員 の (役職) 氏名	角田 仁※ (相模原市環境経済局水みどり環境課長) 北村 栄 (秦野市環境産業部森林ふれあい課長) ◎古賀 学 (松蔭大学教授) 小清水 茂 (里山をよみがえらせる会副会長) 齋藤 静子 (神奈川県消費者団体連絡会幹事) 佐藤 峰 (横浜国立大学准教授) 外川 尚幸 (小田急電鉄株式会社広報部) 永井 巧 (公募構成員) ○町田 怜子 (東京農業大学教授) 宮野 賢一※2 (相模原市環境経済局水みどり環境課長) 吉武 美保子 (特定非営利活動法人よこはま里山研究所理事) (敬称略・50音順、◎会長、○副会長) ※ 第4回、第5回、※2 第1回～第3回
意見を求める事項	「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用に関する条例」及び「かながわ里地里山保全等促進指針」の見直しのための、将来の里地里山保全、再生及び活用に必要な施策に係る事項
会 議 公 開	原則公開(会議開催時に決定)
会議開催日・ 会議記録等	第1回 令和5(2023)年8月3日
	第2回 令和5(2023)年11月15日
	第3回 令和6(2024)年3月22日
	第4回 令和6(2024)年7月5日
	第5回 令和6(2024)年 月 日

神奈川県里地里山保全協議会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県里地里山保全協議会の設置等に関する必要な事項を定める。

(設置)

第2条 「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用に関する条例(以下、「条例」という。)及び「かながわ里地里山保全等促進指針」(以下「指針」という。)の見直しにあたって、将来の里地里山保全、再生及び活用を図るための必要な施策を検討するため、神奈川県里地里山保全協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第3条 協議会の所掌する事項は次のとおりとする。

- (1) 条例及び現行指針のこれまでの施策評価
- (2) 新たに必要となる里地里山の保全、再生及び活用の促進施策等の検討
- (3) 条例改正及び指針改定の必要性についての検討
- (4) 前各号に係る検討結果取りまとめ

(設置期間)

第4条 協議会の設置期間は、2年以内とする。

(協議会の構成員及び組織)

第5条 協議会の構成員は、里地里山に関する知見を有する者、農業者及び県民並びに関係行政機関の職員等から、環境農政局長が選任する。

- 2 協議会は、構成員10名以内で組織する。
- 3 構成員の任期は2年以内とする。ただし、構成員が欠けた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 協議会に会長及び副会長を各1人おき、構成員の互選によりこれを定める。
- 5 会長は、会務を總理し、協議会を代表する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代理する。
- 7 会長、副会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名する者が代理する。

(運営)

第6条 協議会の会議は会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要に応じて第3条各号に規定する事項の検討にあたって構成員以外の者に助言を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務等は事務局が行い、事務局は環境農政局農政部農地課内に置く。

(その他)

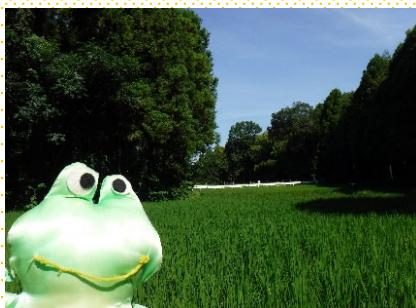
第8条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

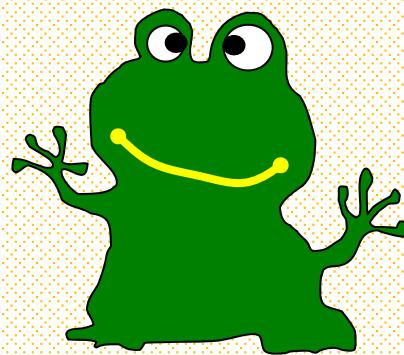
この要領は、平成24年11月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年9月19日から施行する。



神奈川県内の里地里山情報を、わかりやすく発信中！



かながわの里地里山イメージキャラクター「さとっちー」

【県のホームページ】

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n8f/cnt/f300562/>



【フェイスブック】

https://www.facebook.com/kanagawa_satoyama



【インスタグラム】

https://www.instagram.com/satochisatoyama_kanagawa/



かながわの里地里山

検索



公式 Facebook、Instagram でも、イベントや活動報告などの里地里山情報を発信中！



〈発行・お問合せ〉 神奈川県環境農政局農水産部農地課農地活用グループ 電話(045)210-4475(直通)
横浜市中区日本大通1 〒231-8588 電話(045)210-1111(代表) 内線 4475~4478 FAX(045)210-8852



私たち一人ひとりの行動が、未来につながる。

Kanagawa committed to SDGs

人々に豊かな恵みと潤いを与え、未来に引き継がれる「里地里山」を目指して

SDGs 未来都市 神奈川県

